

ワールドマスターズゲームズ2021関西 福井県実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、「ワールドマスターズゲームズ2021関西」福井県実行委員会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、ワールドマスターズゲームズ2027関西において、福井県内で開催される競技会（関連して実施する地域振興施策等を含む。以下「競技会」という。）に係る準備、運営等を行うことを目的とする。

(所掌事務等)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務及び事業を行う。

- (1) 競技会の開催および運営に必要な方針および計画の策定に関すること。
- (2) 協議会の開催および運営に関すること
- (3) 広域的な広報啓発に関すること。
- (4) 関係競技団体その他の関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (5) その他本会の目的達成に必要な事務及び事業に関すること。

第2章 組織

(構成)

第4条 本会は、会長、委員および監事をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 関係競技団体その他の関係機関および関係団体を代表する者または当該団体等が推薦する者
- (2) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、福井県知事をもって充てる。

2 副会長は、委員のうちから会長が委嘱する。

3 監事は、会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 監事は、本会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員および監事（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから本会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関または団体等の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

第3章 会議

(会議の種類)

第9条 本会に、次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 部会（広報競技、観光誘客、宿泊交通）

(総会)

第10条 総会は、会長および委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長または会長が指名した者がこれに当たる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催および運営に係る基本方針等に関すること。

(2) 事業計画および事業報告に関すること。

(3) 予算および決算に関すること。

(4) 会則の制定および改廃に関すること。

(5) その他重要な事項に関すること。

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わることができる。

6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、必要があると認めるときは、総会の議事について全ての委員に書面を回付し、その賛否を問うことにより総会の開催に代えることができる。この場合の議決については、前項の規定を準用する。

(部会)

第11条 部会は、会長が委嘱する者をもって構成する。

2 部会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会から指示された事項
- (3) その他部会が必要とみとめる事項

3 前各項に定めるもののほか、部会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第12条 会長は、総会を招集するいとまがないと認めるときまたは総会の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第13条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、福井県交流文化部文化・スポーツ局スポーツ課および高浜町総合政策課で構成し、共同で運営する。

3 事務局を統括するため、事務局長を置く。

4 事務局長は、福井県交流文化部文化・スポーツ局スポーツ課長の職にある者をもって充てる。

5 本会の出納事務は、福井県交流文化部文化・スポーツ局スポーツ課および高浜町総合政策課において処理する。

6 前各項に定めるもののほか、事務局の組織および運営に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第14条 本会の経費は、負担金およびその他の収入をもって充てる。

(事業計画および予算)

第15条 本会の事業計画および予算は、総会の議決を得なければならない。

(事業報告および決算)

第16条 本会の事業報告および決算は、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 本会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第18条 本会は、第2条に規定する目的が達成されたときに解散する。

(残余財産)

第19条 本会が解散する場合における残余財産の取扱いについては、総会において審議し、決定する。

第8章 補則

(その他)

第20条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成31年2月6日から施行する。

附 則

この会則は、令和元年7月19日から施行し、改正後の会則の規定は、令和元年6月1日から適用する。

附 則

この会則は、令和5年6月23日から施行する。